

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 平成30年11月28日(水) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	4番	金田 善雄
5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子	8番	谷口 清美
9番	手塚 弘二	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	14番	林 博子	15番	板東 幸雄
17番	増金 義文	18番	松村 多美子	20番	八木 健治

欠席委員

3番	小田 常雄	7番	柴田 精治	13番	濱堀 秀規
16番	藤本 詳治	19番	向 栄治		

議 案

議案第1号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
議案第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	
	所有権移転	1件
議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第4条第1項第8号(施行規則第29条第1項第1号)による届出について	1件
④農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	1件
⑥使用貸借解約について	1件
⑦農地であることの証明願について	1件
⑧徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	1件

事務局次長 定刻がまいりましたので、ただ今から平成30年11月の農業委員会を開会いたします。

本日、事務局長が欠席のため、代わりに進行させていただきます。
開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局次長 ありがとうございます。

それでは事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員15名、欠席委員5名であり、過半数に達しております。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それではこの後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は18番松村委員、20番八木委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

『議案第1号』農地利用最適化推進委員についての審議に入ります。

この案件について、まず事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局次長 <1. 農地利用最適化推進委員の委嘱について>

去る8月に、農地利用最適化推進委員として活動いただいております、新居誠二さんがお亡くなりになったことを受けまして、法律の規定に基づきまして、欠員を補充するための農地利用最適化推進委員の再募集を実施いたしました。10月1日から31日の1か月間募集を行いましたところ、二名の方から応募がありました。議案書1ページ記載のとおり、二名の方がそれぞれ違った形で手を挙げていただいた状況でございます。

まず、団体による推薦ということで、●●様です。こちらは徳島北農業協同組合からご推薦をいただく形で候補となっております。そして、もう一方はご本人からの立候補という形で▲▲様から応募をいただいております。どちらも北灘地区を担当する農地利用最適化推進委員の候補となっております。

そして、お手元に「農地利用最適化推進委員候補者推薦書」という資料をお配りしております。こちらは、推薦者やご本人から提出いただいた資料となっております。

まず、お一人目、推薦で候補となっていただきました、●●様につきましては、記載のとおり徳島北農業協同組合からの推薦となっております。推薦理由としては「農業に従事し、温厚な性格と強い責任感で地域の中心的存在として活躍され、農地制度に関する深い知識を有するとともに、今後の地域農業の発展に向

けての活動に強い意欲を持っていること」からご推薦いただいた形となっております。

また、ご本人に記載いただいた部分ですが、職業としては、北灘町栗田字西傍示で農業を営まれており、経歴としましては、栗田地区の宮総代を平成25年から引き続き現在も務めておられます。農業経営の状況としましては、水稻5反、さといも3畝を栽培されておられます。

続きまして、もう一方の▲▲様でございますが、こちらはご本人から応募をいただいた形となっております。▲▲様につきましても、職業は農業となっております、ご住所は北灘町榎木字観音面となっております。経歴としましては、元鳴門市職員であり徳島北農業協同組合の理事も務められておりました。農業経営の状況としましては、水稻1反5畝を営まれており、応募の理由としては、「地区においては、近年担い手の減少や農地の利用集積の限界、耕作放棄地の増加が懸念されており、これまでの農業委員の経験を生かし、地域農業の持続的発展を図るため、農地の利用調整や担い手の育成・確保に努めていきたい」と記載いただいております。また、経歴の欄に記載はありませんが、第21期農業委員としても活動された方となっております。

以上で事務局からの説明とさせていただきます。

谷口会長 次に、地元農業委員よりそれぞれの候補者について、補足説明をお願いします。

大西副会長 北灘地区の大西です。北灘町は東西地区に分かれており、現在推進委員として、西地区の方に円藤 堅一さんがおられ、東地区の方には、新居 誠二さんがおられました。

10月半ば頃に、徳島北農協の方から、農協、総代を全て招集し、立候補を立てようという話になりまして、私も会に出席しておりました。その結果、全会一致で、徳島北農協が●●さんを推薦するという運びになりました。

▲▲さんは、先ほど事務局からの説明にもあったとおり、徳島北農協の理事もされておりましたし、農業委員の経験もある方でございます。現在の谷口会長の前に農業委員会会長を務められた方でもあります。以上です。

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。

ご質問、ご意見等はないようでございますので、採決に移ります。

この『議案第1号』につきましては、鳴門市農業委員会会議規則第17条の規定に基づき投票による採決とさせていただきます。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

18番松村委員、20番八木委員に開票の立会をお願いいたします。

これより投票準備に入ります。投票について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 (投票用紙配布・記入方法等説明)

↓

委員一同 (投票)

谷口会長 全ての委員の投票が終わりましたので、これより別室で開票作業に入ります。
小休いたします。

(別室で開票作業 松村委員、八木委員開票の立会)

谷口会長 開票結果が出ましたので、小休前に引き続き会議を再開します。

事務局次長 投票結果についてご説明させていただきます。

1票だけ記載箇所が誤っていたものがありましたので、こちらについては無効とさせていただきます。それ以外につきましては、●●氏13票、▲▲氏0票という結果になりましたので、投票の結果、●●氏が当選者となりました旨ご報告させていただきます。

谷口会長 それでは、●●氏を北灘地区の農地利用最適化推進委員に委嘱することと決定いたしました。

これで、『議案第1号』の審議は終了いたします。

次に、『議案第2号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <2. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あればお願いします。
無いようでございますので、採決いたします。

『議案第2号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第2号』については原案通り承認といたします。

次に、『議案第3号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件 >
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番及び2番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

八木委員 20番。今回の申請は、●●さんと▲▲さんが互いの農地を交換するものです。
▲▲さんが取得する農地には、これまで水稻が作付されており、取得後も▲▲さんが水稻を栽培する計画です。
●●さんが取得する農地には、現在柿の木があり、取得後は梅、はっさく等を栽培する計画となっています。
今回の交換によって、お互いが所有地の隣接地を取得できることになり、作業の効率化にもつながると考えられるため、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番及び2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 申請番号1番及び2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

事務局主事 地元委員の向さんが欠席のため、事前にご意見をお預かりしておりますので、代読させていただきます。
申請地は鳴門東小学校の東にある農地です。
譲受人である●●は、鳴門町で甘藷栽培と加工を行っている会社で、面積も15,000㎡程耕作されております。
申請地は、これまでも●●が借り受けて甘藷を栽培しておりましたが、売買の話がまとまったため今回の申請となりました。
今後も同様に甘藷を栽培する計画であり、担い手への農地集積にもつながることから、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明に入ります。
まず、申請番号1番及び2番の案件について事務局より説明を求めます。

事務局係長 <4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 2件>
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんのご意見をお願いします。
まず、申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

板東委員 15番。●●さんは里浦町で甘藷、大根を生産する農家であり、約1.3haの農地を所有しています。
鳴門市で認定農業者として認定されている実績もあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
次に、申請番号2番の地元委員さんをお願いします。

小川委員 2番。●●さんは瀬戸町で果樹や野菜を生産する農家であり、約7反の農地を所有しています。
申請地には、野菜やみかん等の果樹が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 14件>

- | | |
|--|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 5件 |
| ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 1件 |
| ③農地法第4条第1項第8号(施行規則第29条第1項第1号)による届出について | 1件 |
| ④農地法第5条第1項第6号の規定による届出について | 3件 |
| ⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) | 1件 |
| ⑥使用貸借解約について | 1件 |
| ⑦農地であることの証明願について | 1件 |
| ⑧徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について | 1件 |

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。

谷口会長 無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これもちまして平成30年11月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時50分

平成30年11月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 松村 多美子

議事録署名者 八木 健治